

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月19日		
条例の題名	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例		公 布 日	平成20年3月26日	
条 例 番 号	平成20年三重県条例第1号		直 近 改 正 日	平成22年6月30日	
所管部局課	健康福祉部地域福祉国保課		電 話 番 号	059-224-2285	
条例の概要	後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定に基づき、三重県後期高齢者医療財政安定化基金を設置するものである。			条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	医療費の高騰などに備えて制度の財政運営の安定化を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定に基づき基金の設置が必須である。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	後期高齢者医療制度の財政安定化のため引き続き法律に基づく関与が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	平成20年度の制度開始以降現在まで行われていない事務・事業はない。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	制度上法律に定められた基金設置のため基金条例が必要である。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である基金の運用について、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	平成20年度の条例制定以降、廃止すべき規定はない。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	平成20年度の条例制定以降、追加すべき規定はない。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	75歳以上の後期高齢者医療制度の財政運営の安定化を図るものである。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
			無	無	
改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	医療保険制度が改正された場合、改正に合わせて条例改正等の必要がある。			